

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 2 第 2 1 号	受理年月日	令和 2 年 8 月 2 8 日
件 名	区議会議員の費用弁償の支給凍結及び廃止を求める陳情		

【陳情の趣旨】

2020年4月27日、国会においては議員歳費を1年間、20%削減する改正歳費法が議題に供され、衆参両院の本会議で全会一致で成立しました。

改正法では削減は5月から。国会議員の歳費は月額129万4千円です。その20%ですから議員1人あたり月額約26万円、国会議員全体の削減として1年の総額は約20億円となります。なお期末手当は減額されません。

かつて2011年の東日本大震災後には復興財源確保のため、半年間にわたり月額50万円を削減しました。また2012年12月から2014年4月までは、復興財源確保のほかに「身を切る改革」のためとして、今回と同様に歳費20%を削減していました。

国会においては、このように必要な時には住民から選ばれた議員という立場として自らの報酬カットをすでに実施しています。

かつて目黒区議会では幾度も議会予算において区政に資するための削減をしていました。例えば2007年3月には当時の政務調査費（現在の政務活動費）を月額17万円から月額14万円に減額しました。期間を区切らない永続的な約18%の削減です。2011年3月には費用弁償を日額5千円から日額2千円に減額しました。期間を区切らない永続的な60%の削減でした。緊急財政対策として年間2%の報酬を時限的4年間削減したこともあります。常に区民に寄り添い、少しでも区政に資するために活動してきたことが誰の目からも理解できます。

しかし現在はどうでしょう。2019年11月議会では、すでに新型コロナの問題が明確になっているにもかかわらず特別職の年間報酬を上げることを決断した区長に倣い、目黒区では無役の区議会議員でも年額8万円に及ぶ報酬を増加させてしまいました。

そこで区議会においても国会と同様、姿勢を明確に示すことを求めます。報酬の減額につきましては区議会の皆様が積極的に議論していただくことを期待し、区民の代表たる姿にふさわしい行動を各政党、各会派が選んでいただけると信じています。

私どもはただひとつ。「費用弁償」に資する予算の削減を陳情いたします。

費用弁償は日額旅費とも言われ、一般的に「職務で出張した際に旅費のまかないとして支給される費用。費用弁償の主な内容として、出張における交通費、旅行雑費、宿泊料などが含まれる。」とされています。区議会議員に交通費とし

ての日額旅費が必要だとしても、本来なら実費で足りるところです。区内の移動で毎回往復２千円が必要なわけもなく、また徒歩や自転車、自家用車で議会にきている議員がたくさんいることも私たちは知っています。

区議会議員には「公式参加する委員会及び本会議」で費用弁償が支給されます。議員の本業にして中心業務である参加に、実際に使われていないことも多い日額旅費、費用弁償が支払われるのはおかしいことです。

区議会の年間日程を確認すれば、年間日程で費用弁償が支払われる日数は８２日、記載されている議会運営委員会や、所属していない人が参加しないもの、また予定より開催が多いことなどを考えれば概算で６０日は、ほぼ全議員が参加していると考えられます。１人につき年額１２万円に及びます。

東京都２３区特別区におきましても台東区、荒川区、杉並区、豊島区、練馬区、墨田区では費用弁償を既に廃止しております。

今回３月に議員報酬が年間８万円増額されているという現状、この緊急事態宣言に伴い、国会では１名あたり年間３，１０５，６００円にも及ぶ削減をしているという事実から鑑み、区議会で１名あたり年額１６万円程度の削減をすることは最初の一步としてとても必要なことです。

突然の条例変更が困難だから廃止を実施できないのであれば、まず現在の状況を鑑みて、即時凍結する。そのうえで早急に廃止するための議論を開始するべきです。

よって以下の事案を目黒区議会が真摯に検討して実施することを求めます。

【陳情事項】

- 1 目黒区議会議員に支給される費用弁償を緊急事案として凍結する。
- 2 目黒区議会議員に支給される費用弁償を早急に廃止する。